

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

地域ブランディングによる観光まちづくり計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

仙北市

### 3 地域再生計画の区域

仙北市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

平成29年の延べ宿泊者は514,256人、内訪日外国人旅行者宿泊者数32,496人（6.3%）と現在の当該地域の宿泊客は9割超を国内旅行に依存しており、年代で見ると60代以上の割合が3割を超えて最大のボリュームゾーンとなっていることから、国内旅行を支えている団塊の世代が後期高齢者になる『2025年ショック』は大きな問題である。日本には多くの外国人旅行者が訪れているが、当該地域は恩恵を享受できていない。東アジアからの旅行者は団体が主流で、滞在時間も短く通過型の観光地化している。一方で欧米豪、東南アジアからのFITは、受入態勢の構築の遅れと、情報発信不足から認知度が低い事で旅行先として選ばれていない事が統計や様々なアンケートから明確になっており最大の課題である。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

当該地域はミシュラングリーンガイドジャポンにて星を獲得した世界基準の観光地と自負している。産業としての観光は、旅行業等にとどまらず、小売業、さらには農林水産業等あらゆる産業に関係する裾野が広い総合産業であることから、観光という手段を活かして、旅行消費額の増加による地域活性化のみ

ならず、地域住民との交流による賑わいの創出を通じた持続可能な観光地づくりを目的とするものである。加えて、第二次観光振興計画の目指すべき姿として掲げた「仙北市の魅力が国内外に浸透しまちが賑わっている」、「観光消費額326億円の達成」もあせて目的として取り組むものである。

**【数値目標】**

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
旅行消費額(千円)	29,127,890	926,450	926,450
延べ宿泊者数(人)	547,200	33,200	33,200
外国人延べ宿泊者数(人)	30,000	10,000	10,000
PR動画再生回数(回数)	1,000	9,000	10,000

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
926,450	2,779,350
33,200	99,600
10,000	30,000
10,000	29,000

**5 地域再生を図るために行う事業**

**5-1 全体の概要**

5-2の③及び5-3のとおり。

**5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業**

○ 地方創生推進交付金(内閣府)：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

## 地域ブランディングによる観光まちづくり事業

### ③ 事業の内容

持続可能な観光地づくりを目指し、仙北市内にある地域資源のブランディングを図るとともに、一つ目の柱として認知度向上のため外国人材を活用した観光情報発信、海外プロモーション等の事業を行う。二つ目の柱として、訪日観光客を受け入れるための環境及び態勢整備事業を行う。個別の事業概要は次の通り。

一つ目の柱は、カスタマージャーニーを意識し、旅マエの認知度向上を目的とし、興味関心、比較・検索、予約までを強化する事業として、海外誘客に向けた体制整備及び情報発信、地域コンテンツ販売促進及び分析業務を実施する。徹底したお客様（外国人）目線で、動画を作成し国ごとにターゲットとしているお客様にリーチできようデジタルプロモーションを行う。あわせて外国人材がSNSを活用した情報発信も行う。興味を持った方をメタサーチでの検索・比較へ誘導した際には、選択肢として土俵に上がる為に、基本情報は勿論、写真、興味関心をひく情報を登録することは必須である。その後は予約の60%がスマートフォンを利用している時代にあわせ、予約サイトである海外外OTA、国内OTAへの登録を促進しニーズにあった宿泊施設を選択できる一連の流れを構築する。あわせて、コト消費の拡大にむけて、市の観光情報を全て網羅している、観光協会のホームページにスマートフォンから検索し予約可能なシステムを導入し、滞在時間の拡大、観光消費額向上につなげる。合わせて、ホームページは夜間のアクセスが多く、単純な問い合わせに対応が可能なポップアップ接客を導入し確実な誘客につなげる。

二つ目の柱は、持続可能な観光地づくりにおいて重要な受入態勢整備である。お客様目線で、地域独自の価値を最大限に活かした、『今だけ』『そこだけ』『あなただけ』の商品造成に向けた動態調査や現在の経済状況から、確実に訪日外国人が増加するムスリムの受入態勢整備を行う。お客様が「その地域ならではの」を求めてお越しになる方が多いことは、アンケートで明らかになっている。地域で気が付いていないコンテンツを、お客

様目線で発掘、ブラッシュアップし、『今だけ』『そこだけ』『あなただけ』を提供し、満足から感動へ昇華させる。ターゲットしている国から年齢等詳細を指定し、夏、秋、冬の3回各10名を招聘するモニターツアーを実施し、関係者と検証し国内外から選ばれる商品の造成につなげる。あわせて、イスラム教を信仰する人々「ムスリム」の多いマレーシア、インドネシアをはじめとする、東南アジアからの訪日外国人旅行者は経済の見通しからも今後最も注目すべき市場である。オリンピックを契機として増加することも予想に難くなく、当事業では市場調査によるニーズの把握等の為有識者2名を招聘し、現地視察等を行い、助言や方向性を共有し改善することでの受入態勢整備を行う。あわせて、招聘者からムスリムの専用サイトやSNSにおいてタイアップ記事を掲載、発信しムスリムの方々が「行きたい旅行先」としての認知度向上につなげる。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

本事業によりDMO組織の自立を側面から支援することで、2020年には行政、市内事業者、市民が連携したまちづくり体制が確立し、持続可能な観光地づくりを一体となり進めることが可能になる。これにより、市内事業者及び市民の意識が変わり、観光地づくりに主体的に取り組むことで、地域のブランドの確立が図られ、域内における交流人口が拡大するとともに観光消費額が上がり、本交付金に頼らず自立したまちづくりを進めることができる。

##### 【官民協働】

(仮称) 観光プロジェクト推進会議(行政、観光協会、商工会、民間業者、等)を立ち上げ、まちづくりに向けたワーキンググループを開催し、多方面から意見を吸い上げる。行政はデジタルマーケティング、リアルマーケティングデータを提供し、関係諸機関は生の声を真摯に受け止めハード、ソフト両面においてスピード感を持って自主投資等により改善し、お客様の満足度向上に努める。

### 【政策間連携】

本事業と第二次観光振興計画の戦略の柱として掲げる「湯治文化の再創造」、「四季を楽しむまち～何度も訪れたいまちへ～」、「市民主体のまちおこし～連携力の強化～」の施策と連携し、海外誘客に向けた情報発信、地域コンテンツの販売促進に一体的に取り組む。加えて、外国人材を雇用し、外国人目線での受入態勢整備と情報発信等を実施することで、地域住民等の国際交流に関する意識を高め、今後を担う地方創生推進人材の育成にも取り組む。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））  
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

#### 【検証方法】

条例で設置している『仙北市総合政策審議会』において、事業実績を基にその効果について検証を行い、総合戦略に反映する。

#### 【外部組織の参画者】

（仙北市総合政策審議会委員）

田沢湖・角館観光協会、仙北市商工会、仙北市社会福祉協議会、秋田おぼこ農業協同組合、仙北市PTA連合会、国立大学法人秋田大学、学識経験者3名の計9名

#### 【検証結果の公表の方法】

仙北市ホームページで公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】  
総事業費 76,444千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 青少年国際交流事業

ア 事業概要

海外からの団体の受入れや生徒・児童における国際交流の促進を行うとともに、姉妹校締結に向けた協議等を行う。

イ 事業実施主体

仙北市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(2) 国際観光宣伝・誘客事業

ア 事業概要

台湾、タイなどへのトップセールスや多言語パンフレットの作成等による誘客促進を行う。

イ 事業実施主体

仙北市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(3) 台湾修学旅行誘致促進事業

ア 事業概要

台湾現地での商談会に参加し、修学旅行の誘致を行う。また、来仙した修学旅行団体の受入支援を行う。

イ 事業実施主体

仙北市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。